



2024.9.11

相続税対策における社団・ 財団法人の活用と課税関係

目次

- 【1】 一般社団・財団法人制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 【2】 公益法人制度と公益法人税制の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 【3】 法人税制と収益事業課税制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 【4】 法人を利用した相続税・贈与税の回避を防止するための措置・・・・・・・・ 8
- 【5】 租税特別措置法 40 条における財産を寄附した場合の取扱いと留意点・・・・ 15
- 【6】 最新の税制改正を踏まえた社団・財団法人活用のリスクと今後の対応・・・・

<凡例>

所得税法...所法

所得税法基本通達...所基通

法人税法...法法

法人税法基本通達...法基通

相続税法...相法

相続税法施行令...相令

租税特別措置法...措置法

租税特別措置法施行令...措置令

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律...一般法人法

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律...認定法

租税特別措置法第 40 条 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて...措置法 40 通達

<条文の略式記載例示>

所得税法 59 条 1 項 1 号 ⇒ 所法 59 条①一

【1】 一般社団・財団法人制度の概要

1. 一般社団法人を設立する際の手続きの流れは以下の通りです。

①及び②は設立時社員（法人設立後最初の社員となる者 **2名以上**）が行います

- ①定款を作成し、公証人の認証を受ける。
- ②設立時理事（設立時監事や設立時会計監査人を置く場合はこれらの者も）の選任を行う。
- ③設立時理事（設立時監事がある場合はその者も）が、設立手続の調査を行う。
- ④法人を代表すべき者（設立時理事又は設立時代表理事）が、法定の期限内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局に設立の登記の申請を行う。

一般社団法人には、社員総会のほか、**少なくとも1人**は業務執行機関としての理事を置かなければなりません。また、それ以外の機関として、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができます。

理事会を設置する場合と会計監査人を設置する場合には、監事を置かなければなりません。大規模一般社団法人（貸借対照表の負債の合計額が200億円以上の一般社団法人）は、会計監査人を置かなければなりません。一般社団法人の機関設計は次の5通りとなります。

- ①社員総会＋理事
- ②社員総会＋理事＋監事
- ③社員総会＋理事＋監事＋会計監査人
- ④社員総会＋理事＋理事会＋監事
- ⑤社員総会＋理事＋理事会＋監事＋会計監査人

2. 一般財団法人を設立する（遺言による設立※は除く）際の、手続きの流れは以下の通りです。

①及び②は設立者（財産を拠出して法人を設立する者 **1名以上**）が行います。

- ①定款を作成し、公証人の認証を受ける。
- ②設立者が財産（価額300万円以上）の拠出の履行を行う。
- ③定款の定めに従い、設立時評議員、設立時理事、設立時監事（設立時会計監査人を置く場合は、この者も）の選任を行う。
- ④設立時理事及び設立時監事が、設立手続の調査を行う。
- ⑤法人を代表すべき者（設立時代表理事）が、法定の期限内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局に設立の登記の申請を行う。

※ 遺言によっても一般財団法人を設立することが可能です。その場合、遺言で一般財団法人を設立する意思を表示し、定款に記載すべき内容を遺言で定め、遺言執行者が遺言の内容の実現（遺言の執行）を行います。遺言執行者は、遺言に基づいて遅延なく定款を作成して公証人の認証を受け、一般財団法人設立までに必要な事務を行い、代表理事が、一般財団法人の設立登記の申請を行います。

一般財団法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。また、定款の定めによって、会計監査人を置くことができます。大規模一般財団法人（貸借対照表の負債の合計額が200億円以上の一般財団法人）は、会計監査人を置かなければなりません。一般財団法人の機関設計は次の2通りとなります。

- ①評議員＋評議員会＋理事＋理事会＋監事
- ②評議員＋評議員会＋理事＋理事会＋監事＋会計監査人

【2】 公益法人制度と公益法人税制の概要

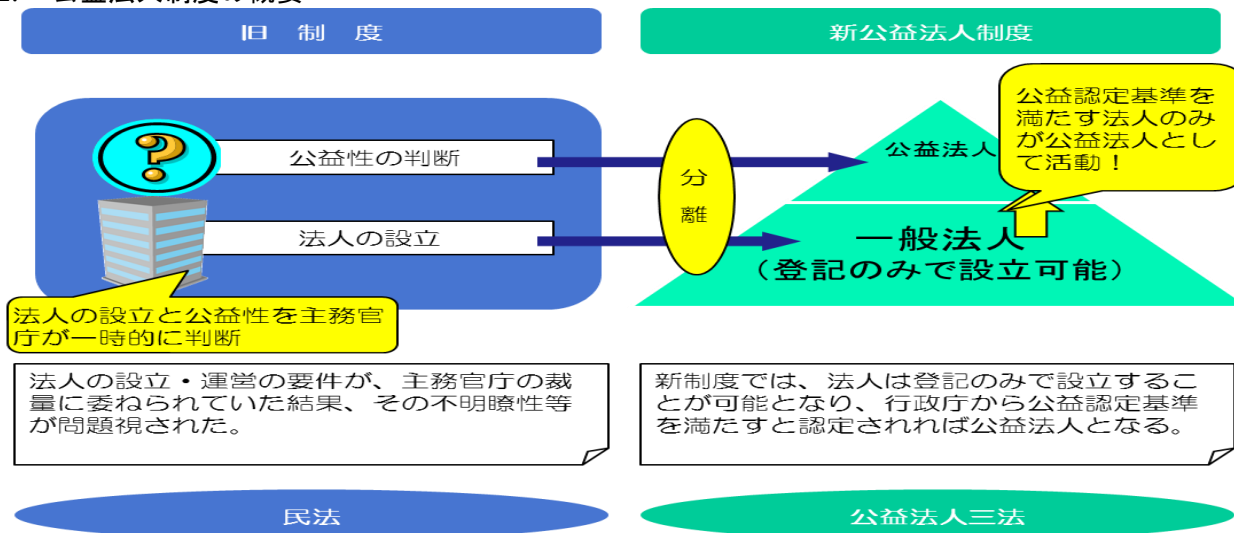
1. 公益法人制度改革

我が国の公益法人制度は、2008年12月（平成20年）に改正されました。明治29年の民法制定以来100余年にわたり、制度の抜本的見直しは行われてきませんでした。

公益法人は非営利の活動を担う主体として大きな役割を果たしつつあります。旧来の公益法人制度に関しては、その運営、指導監督、ガバナンス等の在り方について、いろいろな問題があり公益法人制度の抜本的改革が行われました。

2021年3月現在では、その後の新設も含め公益法人は9,794法人、一般法人74,683法人が活動している（公益財団法人5,594、公益社団法人4,200、一般財団法人7,743、一般社団法人66,940 ※1 国税庁の法人番号公表サイトでの検索より 2021.3.8 現在）

2. 公益法人制度の概要



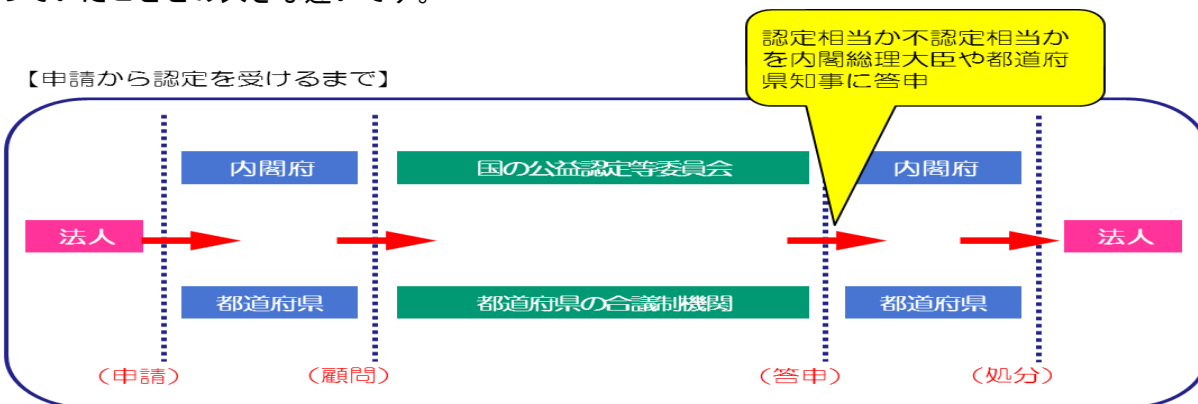
公益法人三法とは

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）
- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）

（出展：公益法人インフォメーション「パンフレット民間が支える社会を目指して」）

3. 公益認定基準

公益認定を受けるための基準を満たしていることについての判断は、民間有識者で構成される、国の公益認定等委員会又は都道府県の合議制の機関が行います。旧制度では、主務官庁の裁量的判断によっていたこととの大きな違いです。



（出展：公益法人インフォメーション「パンフレット民間が支える社会を目指して」）

公益法人は、不特定多数の方々の利益の増進に資するよう、新たに作られた厳格な基準が課されています（認定法第5条）。

(1)公益性の基準～公益に資する活動をしているか～

➤ 公益目的事業を行うことを主としていること

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、**不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの**をいいます。公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、公益目的事業費率が50%以上であることが必要です（第1号、第8号）。公序良俗等に反しない限り、公益目的事業以外の事業を行っても構いませんが、それによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。（第5号、第7号）。

➤ 特定の者に特別の利益を与える行為を行わないこと

「特別の利益」とは、法人の事業の内容などの具体的事情を踏まえたときに、**社会通念から見て合理性を欠くような利益や優遇**のことです。公益法人は、その事業を行うに当たって、社員や理事などの法人の関係者、株式会社その他の営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはいけません（第3号、第4号）。

➤ 収支相償であると見込まれること

公益法人は、公益目的事業に係る**収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけません**（第6号）。

➤ 一定以上に財産をためこんでいないこと（遊休財産規制）

遊休財産額とは、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額です。この遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額を超えてはいけません（第9号）。

➤ その他

公益法人の理事、監事等に対する報酬等については、不当に高額にならないような支給の基準を定める必要があります（第13号）。また、実態として営利活動を行うといった事態が生じないよう、他の団体の意思決定に関与できる株式等の財産を保有してはいけません（第15号）。

(2)ガバナンスの基準～公益目的事業を行う能力・体制があるか～

➤ 経理的基礎・技術的能力

公益法人が安定的かつ継続的に公益目的事業を実施するために、法人が公益目的事業を行うのに必要な「**経理的基礎**」及び「**技術的能力**」があることが必要です（第2号）。例えば業務を別の法人に「丸投げ」してはいけません。

➤ 相互に密接な関係にある理事・監事が3分の1を超えないこと

特定の利益を共通にする理事や監事が多数を占めていることにより、公益の増進に寄与するという法人本来の目的に反した業務運営が行われるおそれが生ずることのないよう、理事及び監事のうち、親族等、相互に密接な関係にある者の合計数は **3分の1** を超えてはいけません（第10号、第11号）。

➤ 公益目的事業財産の管理について定款に定めていること

公益法人の財産のうち、公益目的のために消費されるべき財産を「公益目的事業財産」といいます。特に、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その管理について、必要な事項を定款で定める必要があります（第16号）。

公益のために集めた財産は最後まで公益目的に消費するべきものですので、①公益認定の取消しを受けたときなどは公益目的事業財産の残額を（第17号）、②解散したときは残余財産を（第18号）、それぞれ公益目的団体等に贈与する旨、定款に定める必要があります

- 以上の基準を満たしていても、次の場合は公益認定を受けられません（**欠格事由**）（認定法第6条）
- ①理事、監事、評議員のうち一定の要件（公益認定を取り消された公益法人の業務を行う理事であつて、取消しから5年を経過していない等）に該当する者がいる
 - ②公益認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない
 - ③定款又は事業計画書の内容が法令や行政機関の処分に違反している
 - ④事業を行うにあたり法令上必要な行政機関の許認可等を受けることができない
 - ⑤国税又は地方税の滞納処分が執行中又は滞納処分終了から3年を経過していない
 - ⑥暴力団員等がその活動を支配している

一般法人法（注1）上の区分		法人税法上の区分			財産無償譲受
一般社団法人	公益社団法人		公益法人等	収益事業のみ課税	非課税
	上記以外の法人	非営利型法人（注2）			
		上記以外	普通法人	全所得課税	課税
一般財団法人	公益財団法人		公益法人等	収益事業のみ課税	非課税
	上記以外の法人	非営利型法人（注2）			
		上記以外	普通法人	全所得課税	課税

【3】 法人税制と収益事業課税制度

1. 法人税制～課税関係において留意すべき点について

（注1）一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

（注2）非営利型法人：法法2条9号の2イ（非営利徹底型）、ロ（共益型）に掲げるものをいい、利益分配を目的としない等の要件がある。

2. 非営利徹底型の法人（法令3①）

次の各号に掲げる要件のすべてに該当する一般社団・財団法人（清算中に当該各号に掲げる要件のすべてに該当することとなったものを除く。）とする。

- 一 その定款に**剰余金の分配を行わない旨の定め**があること。
- 二 その定款に解散したときはその**残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定め**があること。
 - イ 公益社団法人又は公益財団法人
 - ロ 認定法第5条一七イからトまで（公益認定の基準）に掲げる法人
- 三 前2号の定款の定め反する行為（前2号及び次号に掲げる要件のすべてに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- 四 各理事（清算人を含む。）について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、**三分の一以下**であること。

上記三に規定する特別の利益とは、**経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付で社会通念上不相当なもの**を言います（法基通 1-1-8）。

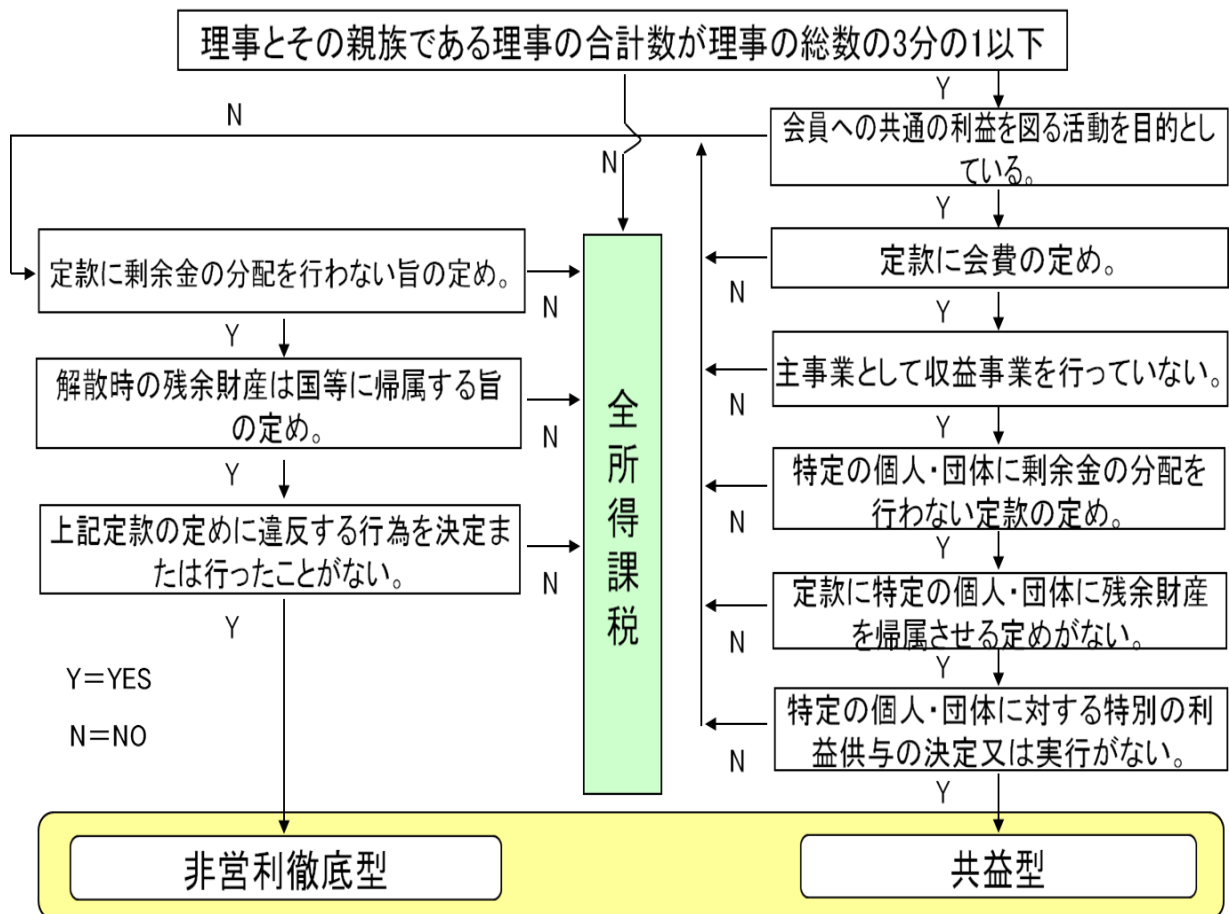
上記三に規定する要件を欠くことにより普通法人に該当することとなった一般社団・財団法人は、その該当することとなった日の属する事業年度以後の事業年度において、非営利型法人に該当することはありません（法基通 1-1-9）

3. 共益型の法人（法令3②）

次の各号に掲げる要件のすべてに該当する一般社団・財団法人（清算中に当該各号に掲げる要件のすべてに該当することとなったものを除く。）とする。

- 一 その会員の相互の支援、交流、連絡その他の当該会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。
- 二 その定款（定款に基づく約款その他これに準ずるものを含む。）に、その会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること。
- 三 その主たる事業として収益事業を行っていないこと。
- 四 その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。
- 五 その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体、前項第二号イ若しくはロに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。）に帰属する旨の定めがないこと。
- 六 前各号及び次号に掲げる要件のすべてに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
- 七 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、**三分の一以下**であること。

なお、上記六に規定する要件を欠くことにより普通法人に該当することとなった一般社団・財団法人は、その該当することとなった日の属する事業年度以後の事業年度において、非営利型法人に該当することはない（法基通 1-1-9）



裁決書 名裁（法）平 30 第 32 号 令和元年 5 月 7 日

本件は、請求人は課税当局から普通法人に該当する等として、平成 26 年 3 月期ないし平成 29 年 3 月期の各事業年度（本件移行後各事業年度）等の法人税等の各更正処分等を受けたため、法人税法上の非営利型法人に該当するなど主張し、原処分の一部の取消しを求めた事案である。

本件各支出（本件家財等共済掛金の負担、敬老祝金の交付、請求人が契約する温泉旅館等の宿泊利用券の交付）は、法人税法施行令第 3 条第 1 項第 3 号に規定する「**特定の個人に特別の利益を与えること**」に該当し、請求人はそれを行うことを決定し、又は行ったと認められるから、請求人は、法人税法施行令第 3 条第 1 項第 3 号に規定する非営利型法人の要件を満たしておらず、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人に該当しない（同条第 9 号に規定する普通法人に該当する。）。

請求人は、請求人が設定した一定の条件に該当する者に対して本件各支出を行っており、それを一般社団法人への移行前から移行後にかけて継続して行っていることからすれば、請求人は、一般社団法人への移行の時には、「特定の個人に特別の利益を与えること」を決定していたとみるのが相当である。以上のことから、請求人が普通法人に移行した日は、請求人が一般社団法人に移行した○○○○○○○○と認められる。

請求人の主張は、○○○○から一般社団法人への移行認可を取得したことから、法人税法上の非営利型法人に該当すると信じたというものであり、結局のところ、請求人の**税法の不知又は誤解**に基づくものにすぎないから、そのことをもって、真に請求人の責めに帰することができない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお請求人に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合には当たらない。

4. 収益事業課税

法人税法上、公益法人等については、**収益事業(にのみ)課税**する、という制度が採用されています。法人税法上の「収益事業」とは、以下の政令で定める事業（付随事業としてその性質上その事業に付随して行われる行為を含みます）として 34 業種があります（法令 5①）。

(1) 物品販売業、(2)不動産販売業、(3)金銭貸付業、(4)物品貸付業、(5)不動産貸付業、(6)製造業、(7)通信業、(8)運送業、(9)倉庫業、(10)請負業、(11)印刷業、(12)出版業、(13)写真業、(14)席貸業、(15)旅館業、(16)料理店その他の飲食業、(17)周旋業、(18)代理業、(19)仲立業、(20)問屋業、(21)鋳業、(22)土石採取業、(23)浴場業、(24)理容業、(25)美容業、(26)興行業、(27)遊技所業、(28)遊覧所業、(29)医療保険業、(30)一定の技芸教授業等、(31)駐車場業、(32)信用保証業、(33)無体財産権の提供等を行う事業、(34)労働者派遣業

公益法人は、その行う事業が上記の 34 業種の収益事業に当たる場合でも、それが認定法 2 条四に規定する公益目的事業に該当していれば、当該行う事業は、収益事業に含まれないこととされています（法令 5②一）

【4】 法人を利用した相続税・贈与税の回避を防止するための措置

相続税・贈与税の納税義務者は、相続税法上、「個人」と定められているため、贈与または遺贈（以下、贈与等）により財産を取得した「法人」に対しては、原則として相続税・贈与税（以下、贈与税等）が課されることはありません。しかし、贈与等は、個人のみならず、持分の定めのない法人※や人格のない社団等に対してされることもあり得ることから、**贈与税等の負担の回避を意図した法人等への贈与等が行われる可能性**があります。そこで、相続税法は、こうした租税回避を防止するための措置として以下の規定を置いています。

- ✓ 特別の法人から受ける利益に対する課税（相法 65 条）
- ✓ 人格のない社団や公益法人に対する贈与等があった場合の課税（相法 66 条）
- ✓ 特定一般社団法人等に対する相続税課税（相法 66 条の 2）

※ 持分の定めのない法人とは

- 定款、寄附行為若しくは規則（これらに準ずるものを含む。以下「定款等」という。）又は法令の定めにより、当該法人の社員、構成員（当該法人へ出資している者に限る。以下「社員等」という。）が当該法人の出資に係る残余財産の分配請求権又は払戻請求権を行使することができない法人
- 定款等に、社員等が当該法人の出資に係る残余財産の分配請求権又は払戻請求権を行使することができる旨の定めはあるが、そのような社員等が存在しない法人

1. 相続税法66条4項

（参考法令）相法 66 条 4 項

持分の定めのない法人に対し**財産の贈与又は遺贈があった場合**において、当該贈与又は遺贈により当該贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と同法 64 条①に規定する特別の関係がある者の**相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、当該法人を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。**この場合においては、贈与により取得した財産について、当該贈与をした者の異なるごとに、当該贈与をした者の各一人のみから財産を取得したものと**みなして算出した場合の贈与税額の合計額をもつて当該社団又は財団の納付すべき贈与税額とする。**

【趣旨】相続税法 66 条 4 項の規定は、以下に規定する相続税法施行令 33 条 3 項の要件を**すべて満たしている場合には財産の贈与等があった場合において、その贈与等をした者の親族等の贈与税等の負担が不当に減少する結果（以下、「不当減少」と言う。）とはならない（課税されない）ものとして定められています。**しかし、これらの一つでも**満たさない場合には不当減少に該当し、課税されるのかという**のが定かではありません。

実際に納税者が申告をする場合や税務署長が課税処分を行う場合には、判断に迷うことも想定されます。

2. 相続税法施行令33条3項

相続税法 66 条 4 項の「不当」性の有無についての判断基準を定めるのが同法施行令 33 条 3 項であり、同項の定める要件を満たしていれば、「不当」ではないとされ、同法 66 条 4 項は適用されない。

- ① **運営組織が適正**であること。
+各理事について 3 親等内理事割合が 1/3 以下であること。
* 相続税個別通達では、理事 6 人以上、監事 2 人以上の要件等を規定している。
- ② 特定の者に**特別の利益を供与しない**こと。
- ③ 解散時の**残余財産を国等に帰属させる**旨の定めを定款に設けること。
- ④ 当該法人に**隠蔽や仮装の事実等がない**こと。

(参考法令) 相続税法施行令 33 条 3 項

一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その役員等のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(次号において「親族等」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法第 2 条十五(定義)に規定する役員((1)において「会社役員」という。)又は使用人である者

(1) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

(2) 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法第 2 条十に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

三 当該法人に財産の贈与若しくは遺贈をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

四 その寄附行為、定款又は規則において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人(持分の定めのないものに限る。)に帰属する旨の定めがあること。

四 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

✓ 将来における可能性

相続税等の不当減少の判定は、相法 66 条④の規定の趣旨を踏まえ、その贈与があった時点の事実関係に基づいて行われ、将来における可能性をも考慮して行われなければなりません。「将来における可能性」とは、その法人の事業運営が将来にわたり適正に行われるかどうかによって判定され、相令 33 条③一に基づき、その法人の「運営組織が適正であるかどうか」の判定の基本としています。

✓ 法人の運営組織が適正であること

「法人の運営組織が適正であること」については、昭和 39 年通達 15 においてその取扱いが定められています。

(参考通達) 昭和 39 年通達 15

「贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分)及び持分の定めのない法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて(昭和 39 年 6 月 9 日付 直審(資) 24、直資 77)」

✓ 運営組織が適正であるかどうかの判定

相令 33 条③一に規定する「運営組織が適正」かどうかの判定は、財産の贈与等を受けた法人について、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行うものとして取り扱う。

(1) 各法人の態様に応じ、定款、寄附行為又は規則(これらに準ずるものを含む。以下同じ。)において、それぞれ次に掲げる事項が定められていること。

【一般社団法人の場合】

(イ) 理事の定数は 6 人以上、監事の定数は 2 人以上であること。

(ロ) 理事会を設置すること。

(ハ) 理事会の決議は、次の(ホ)に該当する場合を除き、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の決議を必要とすること。

(ニ) 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、その出席した社員の議決権の過半数の決議を必要とすること

(ホ) 次に掲げる C 及び D 以外の事項の決議は、社員総会の決議を必要とすること。

この場合において次の E、F 及び G（事業の一部の譲渡を除く。）以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数（理事現在数）の 3 分の 2 以上の決議を必要とすること。

なお、贈与等に係る財産が贈与等をした者又はその者の親族が法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 15 号((定義))に規定する役員（以下「会社役員」という。）となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の 3 分の 2 以上の承認を得ることを必要とすること。

A 収支予算（事業計画を含む。）

B 決算

C 重要な財産の処分及び譲受け

D 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

E 定款の変更

F 解散

G 合併、事業の全部又は一部の譲渡

(ヘ) 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項((給与所得))に規定する「給与等」をいう。以下同じ。）を支給しないこと。

(ト) 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びその法人の職員が含まれてはならないこと。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。

注 1 上記(イ)から(ト)までに掲げるほか、法施行令第 33 条第 3 項第 1 号に定める親族その他特殊の関係にある者に関する規定及び同項第 3 号に定める残余財産の帰属に関する規定が定款に定められていなければならないことに留意する。

⇒定款等に定める事項として役員その他の機関の構成、その選任方法その他の事業の運営の基礎となる重要な事項についてその取扱いが定められていること

(2) 贈与等を受けた法人の事業の運営及び役員等の選任等が、法令及び定款、寄附行為又は規則に基づき適正に行われていること。

⇒定款等に定めるべき事項が定められていることは当然として、その事業の運営及び役員等の選任等が、法令及び定款等に基づき適正に行われていること。

(3) 贈与等を受けた法人が行う事業が、原則として、その事業の内容に応じ、その事業を行う地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有していること。この場合において、例えば、以下のような事業を行う場合には、社会的存在として認識される程度の規模を有しているものとして取り扱う。

(イ) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条（（学校の範囲））に規定する学校を設置運営する事業

- (ロ) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項各号及び第 3 項各号（（定義））に規定する事業
- (ハ) 更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項（（定義））に規定する更生保護事業
- (ニ) 宗教の普及その他教化育成に寄与することとなる事業
- (ホ) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項（（定義））に規定する博物館を設置運営する事業
 - (注) 上記の博物館は、博物館法第 10 条（（登録））の規定による博物館としての登録を受けたものに限られているのであるから留意する。
- (ヘ) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項（（定義））に規定する図書館を設置運営する事業
- (ト) 30 人以上の学生若しくは生徒（以下「学生等」という。）に対して学資の支給若しくは貸与をし、又はこれらの者の修学を援助するための寄宿舎を設置運営する事業（学資の支給若しくは貸与の対象となる者又は寄宿舎の貸与の対象となる者が都道府県の範囲よりも狭い一定の地域内に住所を有する学生等若しくは当該一定の地域内に所在する学校の学生等に限定されているものを除く。）
- (チ) 科学技術その他の学術に関する研究を行うための施設（以下「研究施設」という。）を設置運営する事業又は当該学術に関する研究を行う者（以下「研究者」という。）に対して助成金を支給する事業（助成金の支給の対象となる者が都道府県の範囲よりも狭い一定の地域内に住所を有する研究者又は当該一定の地域内に所在する研究施設の研究者に限定されているものを除く。）
- (リ) 学校教育法第 82 条の 2（（専修学校））に規定する専修学校又は同法第 83 条第 1 項（（各種学校））に規定する各種学校を設置運営する事業で、次の要件を具備するもの
 - A 同時に授業を受ける生徒定数は、原則として 80 人以上であること。
 - B 法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 7 条第 1 号及び第 2 号（（学校において行う技芸の教授のうち収益事業に該当しないものの範囲））に定める要件
- (ヌ) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で出資持分の定めのないもの（民法第 34 条の規定により設立された法人で医療保健業を営むものを含む。）の行う医療事業で、その法人の開設する医療施設が租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすもの

✓ 特別の利益を与えているか

法人の事業の運営に関して、特定の者に特別の利益を与えることは、相続税法 66 条 4 項の規定の趣旨から相続税等の負担を不当に減少させる結果となると認められることから同法令 33 条 3 項二号において、相続税等の負担が不当に減少させる結果とならないと認められる場合の判定要件の一つとして定められている。

(特別の利益を与えることとは)

相令 33 条③二の規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、例えば、次の 1. 又は 2. に該当すると認められる場合がこれに該当するものとして取り扱う。

(1) 贈与等を受けた法人の定款、寄附行為若しくは規則又は贈与契約書等において、次に掲げる者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合

イ 贈与等をした者

- ロ 当該法人の設立者、社員若しくは役員等
- ハ 贈与等をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等（以下「贈与等をした者等」という。）の親族
- ニ 贈与等をした者等と次に掲げる特殊の関係がある者（次の 2. において「特殊の関係がある者」という。）
 - (イ) 贈与等をした者等とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (ロ) 贈与等をした者等の使用人及び使用人以外の者で贈与等をした者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - (ハ) 上記(イ)又は(ロ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
 - (ニ) 贈与等をした者等が会社役員となっている他の会社
 - (ホ) 贈与等をした者等、その親族、上記(イ)から(ハ)までに掲げる者並びにこれらの者と法 2 条十に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人
 - (ヘ) 上記(ニ)又は(ホ)に掲げる法人の会社役員又は使用人

(2) 贈与等を受けた法人が、贈与等をした者等又はその親族その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合

- イ 当該法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
- ロ 当該法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。
- ハ 当該法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
- ニ 当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
- ホ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り 受けること。
- ヘ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。
- ト これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。
- チ これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。
- リ 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。
- ヌ 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

3. 相続税法施行令 33 条 4 項

一般社団法人等については、別途以下を規定して不当減少要件を明確化（一つでも満たさない場合には即不当減少となる）。

（参考法令）相続税法施行令 33 条 4 項

贈与又は遺贈により財産を取得した一般社団法人等が、次に掲げる要件のいずれかを満たさないときは、法第六十六条第四項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるものとする。

一 当該贈与又は遺贈の時ににおけるその定款において前項第一号に規定する定め及び同項第三号に規定する定めがあること

➡ <相続税法施行令 33 条 3 項 1 号及び 3 号参照>

二 当該贈与又は遺贈前三年以内に当該一般社団法人等に係る贈与者等に対し、施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益（以下この号におい

て「特別利益」という。)を与えたことがなく、かつ、当該贈与又は遺贈の時ににおけるその定款において当該贈与者等に対し特別利益を与える旨の定めがないこと。

- ➡ 従来の持分の定めのない法人に対する不当減少要件では期間が明示されていなかったが、贈与等前3年以内に特別利益を与えた場合を不当減少とする要件として規定された。

三 当該贈与又は遺贈前三年以内に国税又は地方税（地方税法第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都及び特別区のこれに相当する徴収金を含む。）をいう。次条第一項第二号口において同じ。）について重加算税又は同法の規定による重加算金を課されたことがないこと。

- ➡ 従来の持分の定めのない法人に対する不当減少要件では、「法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと」とされているが、一般社団法人等に対する課税の要件として、税制と関係がない法令違反があったことのみをもって贈与税等の負担を不当に減少させていると考えることは困難であることから、重加算税等が課されたことという要件とされている。

✓ 相続税法施行令 33 条 3 項と 4 項の関係

一般社団法人等については、まず、新たに定められた相続税法施行令 33 条 4 項によって不当減少要件の該当性を判断し、一つでも該当すると不当減少に該当するものと判定されます。この要件を全て満たした場合には、次に相続税法施行令 33 条 3 項の規定による不当減少要件の該当性の判定を行い、全て満たしていれば、不当減少に該当しないものとされます。

一般社団法人等以外の持分の定めのない法人については、従来どおり相続税法施行令 33 条 3 項によって不当減少要件の該当性を判定します。

最後に、相続税法施行令 33 条 3 項の要件の一つでも該当しない場合には、相続税法 66 条 4 項の不当減少に該当するか総合的に判断されます（下記裁判事例参照）。

全て満たせば課税されない要件ですが、時期や行為からの年数が明記されていないので、相続税法施行令 33 条 4 項の要件を満たしていても相続税法施行令 33 条 3 項の要件を満たさず、税務署長の判断によっては相続税法第 66 条 4 項の不当減少に該当するものとして課税される可能性もあります。

【裁判事例】

相令 33③の適用を巡って争われたもの（令和 3 年 5 月 20 日）

事案は、ある宗教法人を舞台としたものです。問題になった行為は、前住職(故人)が生前、平成 27 年に宗教法人の口座に 3 千万円を超える預金を移動させたこと。相続人に対する相続開始前 3 年内の贈与財産なら相続税の計算上加算されますが、国税当局は、上記行為につき住職の親族の相続税の負担を不当に減少させる結果になるとして、宗教法人を個人と見なして贈与税を課税しました。宗教法人はこれについて、「贈与」ではないとして審査請求に至り、最終的には国税不服審判所（以下、審判所という。）が贈与税の課税を全部取消したという事案です。

争点 1 問題の資金移動は、前住職（故人）から請求人（宗教法人）への財産の贈与に該当するか否か（相法 66④に規定する財産の贈与の有無）。

争点 2 問題の資金移動により相法 66④に規定する相続税の負担が不当に減少する結果となると認められるか否か。

審判所における贈与の認定・判断

争点 1 について、不服を申立てた宗教法人側では、前住職名義の口座にあったお金は、宗教法人の余剰金などを原資とするものが大半で、もともと宗教法人のものなどと主張していました。しかし審判所は、前住職の口座にあった金融資産の原資が宗教法人の収入であることをうかがわせる事情は見当たらないなどとして、その帰属は前住職にあるとしました。これを受けて、お金の宗教法人の口座への移動により、宗教法人に経済的利益が生じているから、移動したお金は「贈与により取得したものとみなされる」と判断しました。

審判所における不当減少の認定・判断

争点 2 について、審判所は、「贈与者の親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるかどうかは、(中略) その時点において、その法人の社会的地位、寄附行

為、定款等の定め、役員構成、収入支出の経理及び財産管理の状況等からみて、財産の提供者等ないしはその特別関係者が、当該法人の業務、財産の運用及び解散した場合の財産の帰属等を実質上私的に支配している事実があるかによって判断すべき」と判断基準を示しました。

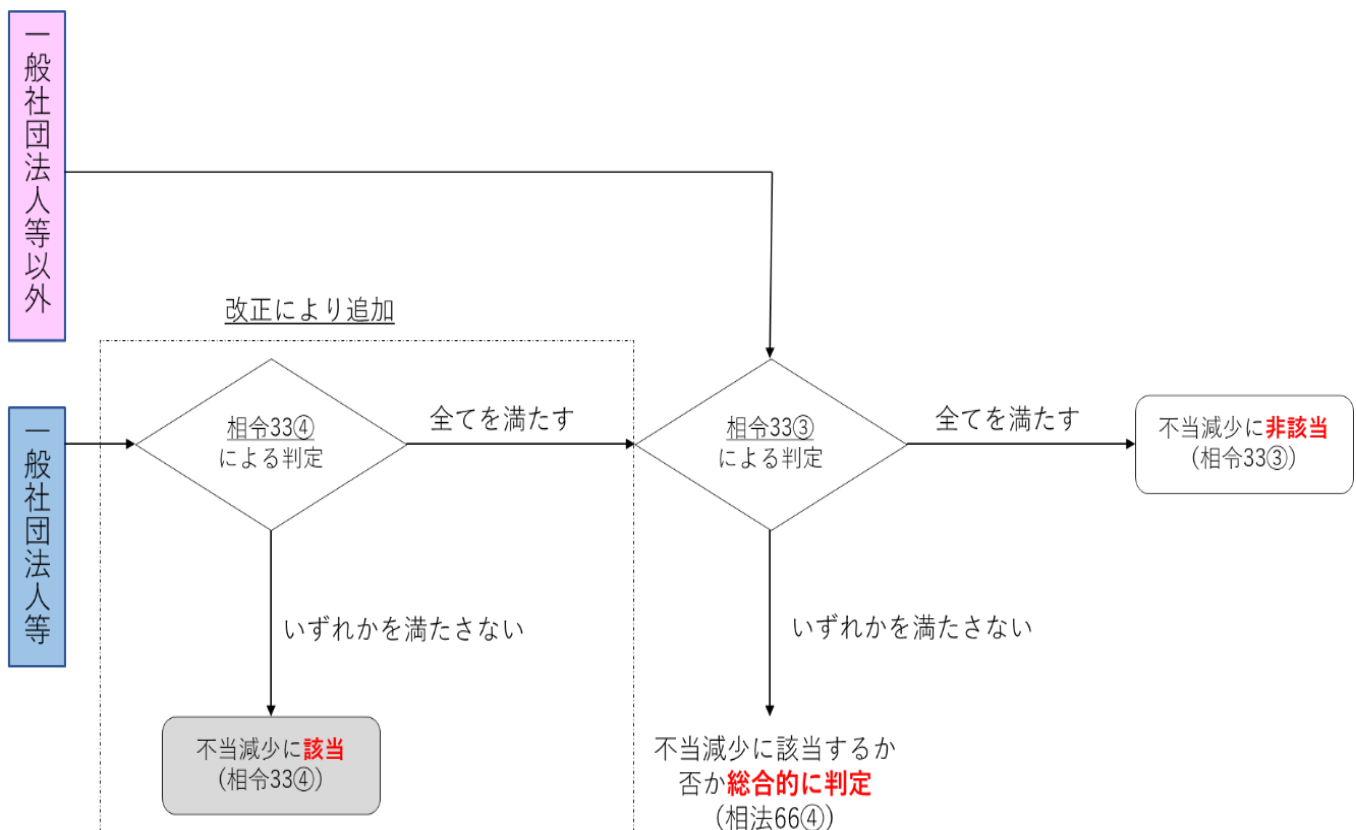
そして審判所は、具体的には相令 33③を基に、①法人運営が適正であるかどうか（定款等に法人の役員等に占める親族関係者等の割合が 3 分の 1 以下にする旨の定めがあるかどうか）、②法人に贈与した者や役員等又はその親族などに特別の利益を与えないかどうか、③定款等に残余財産の帰属先について国等とする旨の定めがあるかどうか、④法令順守しているかどうか...をチェックしました。

まず①については、この宗教法人の寺院規則に役員等に占める親族関係者等の割合が 3 分の 1 以下にする旨の定めはないとしつつも、②については、前住職らが私的に業務運営や財産管理を行っていたり、私的に財産を消費・使用したと認められないこと、③残余財産について、国等その他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めはないが、この宗教法人の寺院規則では「法人の解散には、責任役員等の定数の全員及び総代並びに門徒の 3 分の 2 以上の同意を得た上、管長の承認及び県知事の認証を受付けなければならない旨を定めており、前住職らの意思のみで恣意的に解散等を行うことは事実上、困難と認められる」ことを指摘しました。

結論として審判所は「前住職らが、請求人の業務、財産の運用及び解散した場合の財産の帰属等を実質上私的に支配している事実は認められない。したがって、本件各資金移動により相続税法第 66 条第 4 項に規定する贈与者である前住職（故人）の親族等の相続税の負担が不当に減少する結果となるとは認められない」として贈与税の課税を取り消しています。弾力的な制度運用もありうるというのでいいのでしょうか。

【不当減少に該当するかどうかの判定フローチャート】

平成 30 年度税制改正の解説 財務省 HP より



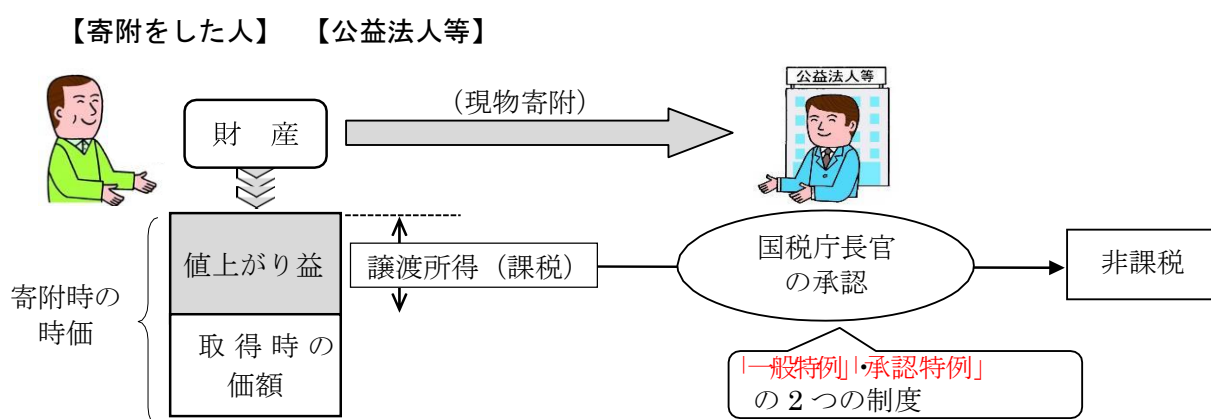
【5】 公益法人等に財産を寄附した場合の取扱いと留意点

個人が、土地、建物、株式等の財産（事業所得の基因となるものを除きます。）を法人に寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税される（所法59①一）。

これは、個人から法人に土地、建物等の財産が無償移転するときに、個人に帰属する値上がり益に対する所得税を精算するための制度的要請によるものと解釈されている。

ただし、これらの財産（国外の土地等一定のものを除きます。）を公益法人等に寄附した場合に、一定の承認要件を満たすものとして国税庁長官の承認（以下「非課税承認」といいます。）を受けたときは、この所得税を非課税とする制度が設けられています（措法40①後段）。

この非課税制度には、「一般特例」と「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ対象となる法人の種類や承認要件等が異なります。



制度の種類	一般特例	承認特例
対象法人	公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人※1、その他の公益を目的とする事業を行う法人（例えば、社会福祉法人、学校法人、宗教法人やNPO法人等）（以下「公益法人等」といいます。）	公益法人等のうち、国立大学法人等※2、公益社団法人、公益財団法人、学校法人※3、社会福祉法人及び認定NPO法人等※4（以下「承認特例対象法人」といいます。）
承認要件（概要）	次の要件を全て満たすこと※5 1 寄附が公益の増進に著しく寄与すること 2 寄附財産が、寄附日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること 3 寄附により、寄附をした人の所得税又は寄附をした人の親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること	次の要件を全て満たすこと※6 1 寄附をした人が寄附を受けた法人の役員等及び社員並びにこれらの人の親族等に該当しないこと 2 寄附財産について、一定の基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されていること又は不可欠特定財産に係る必要な事項が定款で定められていること 3 寄附を受けた法人の理事会等において、寄附の申出を受け入れること及び上記2の組み入れ又は不可欠特定財産とすることが決定されていること
自動承認	なし※7	あり

- ※1 「特定一般法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人のうち法人税法に掲げる一定の要件を満たすものをいいます。
- ※2 「国立大学法人等」とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人をいい、国立大学法人等のうち法人税法別表第一に掲げるものを「特定国立大学法人等」といいます。
- ※3 私立学校振興助成法第 14 条第1項に規定する学校法人で学校法人会計基準に従い会計処理を行うものに限ります。
- ※4 「認定NPO法人等」とは、特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいいます。
- ※5 法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、国立大学法人などに対する寄附である場合の一般特例の承認要件は、要件2のみになります。
- ※6 特定国立大学法人等に対する寄附である場合の承認特例の承認要件は、要件2及び要件3となります。
- ※7 博物館等を運営する独立行政法人等（法人税法別表第一に掲げる独立行政法人並びに博物館等の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人をいいます。）に対する寄附について、次の事項を証する文部科学大臣の書類を添付した承認申請書の提出があった場合、その承認申請書の提出があった日から1か月以内にその申請について非課税承認がなかったとき、又は非課税承認をしないことの決定がなかったときは、その申請について非課税承認があったものとみなされます（措令 25 の 17⑧一）。
 - ・その寄附財産が、一定の有形文化財（建造物等を除きます。）に該当すること
 - ・その寄附財産が、その寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に、その寄附を受けた独立行政法人等の公益目的事業（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律に基づく認定を受けた一定の事業としてその認定を受けた独立行政法人等が有する文化観光拠点施設において行うものに限ります。）の用に直接供され、又は供される見込みであること

1. 一般特例と承認特例に関して

「一般特例」は、公益法人等に財産を寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなどの要件を満たすものとして非課税承認を受けたときに、その寄附に対する所得税を非課税とする制度です（措法 40①後段、措令 25 の 17⑤）。

一方、「承認特例」は、承認特例対象法人に財産を寄附した場合において、寄附をした人が寄附を受けた法人の役員等に該当しないことなどの要件を満たすものとして非課税承認を受けたときに、その寄附に対する所得税を非課税とする制度です（措法 40①後段、措令 25 の 17⑦）。

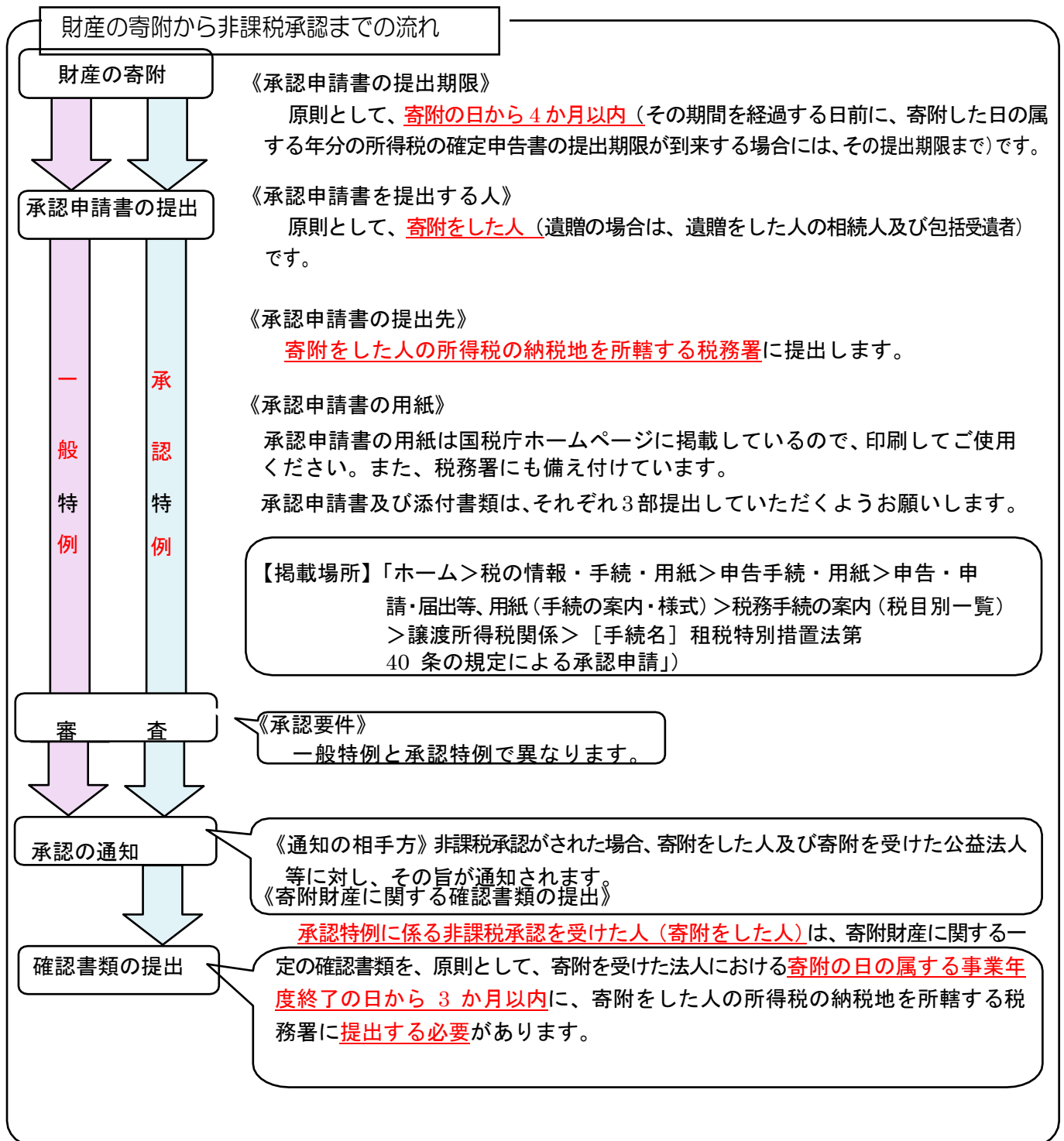
なお、「承認特例」には、承認申請書の提出があった日から1か月（又は3か月※）以内にその申請について非課税承認がなかったとき、又は非課税承認をしないことの決定がなかったときは、その申請について非課税承認があったものとみなされる自動承認の仕組みが設けられています（措令 25 の 17⑧二）。

※ 特定国立大学法人等以外の承認特例対象法人に対する一定の株式等の寄附の場合には、3か月以内となります。

2. 非課税承認を受けるための手続き

非課税承認を受けようとする人は、「租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書」及び必要な添付書類を提出する必要があります（措令 25 の 17①⑦）。

なお、必要な添付書類は、一般特例と承認特例で異なります。詳細は、国税庁ホームページに掲載しております「『租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書』の記載のしかた」をご参照。



3. 一般特例の承認要件

一般特例に係る非課税承認を受けるには、公益法人等に対する財産の寄附について、次の「要件 1」から「要件 3」までに掲げる全ての要件（法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、国立大学法人などに対する寄附である場合には、次の「要件 2」に掲げる要件のみ）を満たすことが必要です（措令 25 の 17⑤）。

（参考法令）租税特別措置法施行令 25 条の 17 の 2

一 当該贈与又は遺贈が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他**公益の増進に著しく寄与**すること。

⇒公益増進要件

二 当該贈与又は遺贈に係る財産又は措置法 40 条①に規定する代替資産が、当該**贈与又は遺贈があつた日から 2 年を経過する日までの期間**（同項に規定する期間をいう。）内に、当該**公益法人等の当該贈与又は遺贈に係る公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込み**であること。

⇒事業供用要件

三 公益法人等に対して財産の贈与又は遺贈をすることにより、当該**贈与若しくは遺贈をした者の所得に係る所得税の負担を不当に減少させ、又は当該贈与若しくは遺贈をした者の親族その他これらの者と相続税法第 64 条第 1 項に規定する特別の関係がある者の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。**

⇒不当減少要件

要件 1 寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること

＜要件 1 の具体的な判定基準＞

次の(1)から(4)までの全てを満たしているときは、上記の「要件 1」に該当するものとして取り扱われます。

- (1) 寄附を受けた公益法人等のその寄附に係る公益目的事業が、その事業の内容に応じ、その公益目的事業を行う地域又は分野において**社会的存在として認識される程度の規模**を有すること
- (2) 寄附を受けた公益法人等の事業の遂行により与えられる公益が、それを必要とする人の現在又は将来における勤務先、職業などにより制限されることなく、公益を必要とする全ての人に与えられるなど公益の分配が適正に行われること
- (3) 寄附を受けた公益法人等のその寄附に係る公益目的事業について、その公益の対価がその事業の遂行に直接必要な経費と比べて過大でないことその他その公益目的事業の運営が営利企業的に行われている事実がないこと
- (4) 寄附を受けた公益法人等の事業の運営について、法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと

（措置法40通達12後段及び13）

(1) は公益目的事業の**規模的側面**から公益の増進に著しく寄与するかどうか判定するものである。また (2) 公益の分配、(3) 事業の非営利性及び (4) 法令の遵守は、いずれも、その公益目的事業が公益の増進に著しく寄与するかどうかについて、その事業運営の**質的側面**からその判定基準を定めたものである。

それぞれの要件について、さらに具体的な条件・内容が上記通達に定められている。

要件 2 寄附財産（代替資産を含みます。）が、その寄附があった日から 2 年を経過する日までの期間内に、寄附を受けた公益法人等のその寄附に係る公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること

質問・相談事項

1. 寄附財産が建物等の場合について

- (1) 奨学金の支給を行う公益財団法人が、従来から寄附者が第三者に建物の敷地として貸し付けていた土地の寄附を受け、その地代収入を奨学資金に充てた場合
- (2) 学校法人が学校教育のために農地の寄附を受けた場合は、学校法人の公益目的事業の用に直接供されていると認められるでしょうか。
- (3) 学校法人が、贈与等に係る財産を、職員のための宿舍又は保養所その他の福利厚生施設として使用する場合は、学校法人の公益目的事業の用に直接供されていると認められるか。

2. 寄附財産が株式・著作権の場合

株式や著作権のように財産の性質上、その財産を直接公益目的事業の用に供することができないものである場合には、株式に係わる毎年の配当金や著作権に係わる印税収入等の**果実の全部が公益目的事業の用に**供されるか否かにより判断しても差し支えない（措置法 40 通達 13 但書き）

但し、配当金等が直接かつ継続的に公益目的事業の用に供されていることが必要となるので、配当金などの果実が**毎年安定的**に生じない株式等については、直接公益目的事業の用に供されていないと判断される

- (1) 配当金が、事業年度内に消費できない資金が発生した場合、翌事業年度に持ち越してもよいか。
- (2) 配当金を使いきる計画はどこまでの期間と考えればよいか。
- (3) 配当金は法人の管理費として使用してもよいか

【参考判決】東京地裁判決（2013.09.12）平成 24 年（行ウ）第 303 号

財団法人に対する株式の寄附がいわゆる公益法人等に対する贈与に係る非課税特例（措法 40（1））の適用が受けられるか否かの判断が争われた事件で、東京地裁（川神裕裁判長）は、寄附された株式の配当金が寄附後 2 年以内に全額助成金として支給されたという事実が認められないことから、寄附株式が財団法人の公益事業の用に直接供されたとは認められないと判断、非課税特例の適用を棄却する判決を言い渡した。

この事件は、財団法人を設立するための額面 50 円の株式 500 万株の寄附が、公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の贈与に当たると納税者が判断、租税特別措置法 40 条 1 項後段の譲渡所得の非課税特例の承認申請をしたのが発端になったもので、国税庁長官がこの申請を認めなかったため、その取消しを求めて納税者が提訴したという事案。

納税者は、承認申請の審査の際に公益増進に関する要件等の該当性を厳格に判断すべきではなく、民間が担う公益活動の促進という趣旨に合致するかどうかの観点から、全体として承認に値するかどうかの判断がされるべきであると主張した。

しかし判決は、措置法 40 条の趣旨を解釈した上で、株式等のようにその性質上直接公益事業の用に供することができない財産は、各年の配当金のように寄附財産から生ずる果実の全部が公益事業の用に供されているかどうかによって、公益事業の用に直接供されているか否かを判定して差し支えない旨を定めている措置法 40 条通達の 9 ただし書きは合理的な指針であると指摘。

また、寄附株式に係る配当金が寄附後 2 年以内に全額助成金として支給されているかどうかの事実認定をした結果、配当金が 2 年以内に全額助成金として支給されたという事実は認められず、寄附株式が財団の公益事業の用に直接供されたということもできないと認定した。さらに、この非課税特例は所得税法 59 条 1 項 1 号の例外規定であるから、要件解釈は厳格にすべきであるとも指摘、要件を知らなかったというやむを得ない事情があったとは認められないと判示して、棄却している。

要件3 寄附をすることにより、寄附をした人の所得税の負担を不当に減少させ、又は寄附をした人の親族その他これらの人と特別の関係がある人の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること

<要件3の具体的な判定基準>

次の(1)から(5)までの全てを満たしているときは、上記の「要件3」に該当するものと認められることとされています。

- (1) 寄附を受けた公益法人等の運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則（以下「定款等」といいます。）において、理事、監事及び評議員（以下「役員等」といいます。）のうち親族関係がある人及びこれらの人と特別の関係がある人（以下「親族等」といいます。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも3分の1以下とする旨の定めがあること(注)「理事、監事及び評議員」には、名称のいかんを問わず実質的にみてこれらと同様の役職（例えば、宗教法人の「責任役員」など）も含まれます。

「運営組織が適正である」とは

運営組織が適正であるかどうかの判定は、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行います。

- ① 定款等において、一定の事項が定められていること
- ② 寄附を受けた公益法人等の事業の運営及び役員等の選任などが、法令及び定款等に基づき適正に行われていること
- ③ 寄附を受けた公益法人等の経理については、その公益法人等の事業の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていると認められること

「特別の関係がある人」とは

特別の関係がある人とは、次に掲げる一定の関係を有する人をいいます。

- ① その人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
- ② その人の使用人及び使用人以外の人でその人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している人
- ③ ①又は②に掲げる人の親族でこれらの人と生計を一にしている人
- ④ 以下に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（イにおいて「会社役員」といいます。）又は使用人
 - イ その人が会社役員となっている他の法人
 - ロ その人及び①から③までに掲げる人並びにこれらの人と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特別の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

- (2) 寄附をした人、寄附を受けた公益法人等の役員等若しくは社員又はこれらの方の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと
- (3) 寄附を受けた公益法人等の定款等において、その公益法人等が解散した場合の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること
- (4) 寄附を受けた公益法人等につき公益に反する事実がないこと
- (5) 寄附により公益法人等が株式の取得をした場合には、その取得によりその公益法人等の保有することとなるその株式の発行法人の株式（寄附前から保有する株式を含みます。）が、その発行済株式の総数の2分の1を超えることとならないこと

不当減少要件とは、**公益法人等への財産の寄附**が、その寄附を行った者の所得税の負担を不当に減少させ、又はその寄附者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税若しくは贈与税（以下「相続税等」と言います）の負担を不当に減少させる結果とならないものであることを要求するものである。（措令 25 条の 17⑤三）。

【趣旨】寄附者やその特別関係者が公益法人等を**私的に支配**して、特別の利益を受けている場合には、これらの者が実質的に財産を所有している状態と同じであるにもかかわらず、一切の課税がない状態は著しく不公平となるためである。

この不当減少要件に抵触する場合、措置法 40 条 1 項後段の適用は不可となり、寄附者に対して、その寄附に係る譲渡所得等について所得税が課される。

しかし、「所得税又は相続税等の負担を不当に減少させる結果とならない」というのは、将来の可能性をも含む概念であり、その判定は難しい問題である。そこで以下の 4 要件をすべて満たす場合には、この「所得税又は相続税等の負担を不当に減少させる結果とならない」とされている（措令 25 条の 17⑤三）。

【参考判決】

東京高裁判決（平成 15 年 7 月 16 日）→平成 16 年 1 月 20 日最高裁（棄却）・・・国側勝訴確定

・・・以上の事実によれば、●●学園においては、少なくとも平成●年度以降、財務の管理、会計処理、学校運営のいずれの面においても、改善、是正を要する状況にありながら、十分な措置が講じられなかったことが認められ、同学園の運営が、寄附行為に基づいて適切に行われているということとはできないから、本件処分の時点において、同学園の運営組織は適正でなかったというべきであるし、また、原告の弟であり、同学園の理事長に在職していた●●は、同学園から多額の貸付けを受けていたのみならず、多額の資金を私的に費消し、同学園の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を受けていたものであり、さらに、これらの事実は、●●学園について公益に反する事実が存在するものとも評価すべき事柄であるとも認められる。

したがって、本件贈与については、措令第 25 条の 17 第 3 項所定の各要件のうち、第 1 号、第 2 号及び第 4 号の要件を欠くに至ったことが明らかであり、前記の事実を前提とすれば、贈与者である原告の所得に係る所得税の負担を不当に減少させる結果とならないとの同条第 2 項第 3 号所定の要件に該当しなくなる事実が生じたものというべきであるから、本件贈与については、その受贈者である同学園において、措法第 40 条第 2 項に規定する本件特例に係る承認の取消事由が存することが認められる。

4. 承認特例の承認要件

承認特例に係る非課税承認を受けるには、承認特例対象法人に対する財産の寄附について、次の「要件 1」から「要件 3」までに掲げる全ての要件（特定国立大学法人等に対する寄附である場合には、次の「要件 2」及び「要件 3」に掲げる要件）を満たすことが必要です（措令 25 の 17⑦）。

要件1 寄附をした人が寄附を受けた法人の役員等及び社員※並びにこれらの人の親族等に該当しないこと(注)特定国立大学法人等については、承認要件ではありません。

※ 「社員」とは、公益社団法人などにおける社員総会を構成する人をいい、いわゆる従業員とは異なります。

要件 2 寄附財産について、次のとおり、寄附を受けた法人の区分に応じ、一定の基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されていること又は不可欠特定財産に係る必要な事項が定款で定められていること

<国立大学法人等の場合>

寄附財産が、研究開発の実施等の公益目的事業に充てるための基金に組み入れる方法（基金が公益目的事業に充てられることが確実であることなどの一定の要件を満たすことについて、寄附を受けた法人が所轄庁の証明※を受けたものに限り、）により管理されていること

※ 基金の証明手続等については、国立大学法人等の所轄庁にお問い合わせください。

<公益社団法人・公益財団法人の場合>

次の①又は②のいずれかの方法によります。

① 寄附財産が、寄附を受けた法人の不可欠特定財産※であるものとして、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項が定款で定められていること

※ 「不可欠特定財産」とは、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産をいい、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、その法人が保有、使用することに意義がある特定の財産をいいます。例えば、一定の目的の下に収集、展示され、再収集が困難な美術館の美術品や、歴史的文化的価値があり、再生不可能な建造物等が該当します（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 5 十六、公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）Ⅱ）寄附財産が「不可欠特定財産」に該当するか否かは、寄附を受ける公益社団法人又は公益財団法人を通じてその法人が認定を受けた行政庁にご確認ください。

② 寄附財産が、一定の公益目的事業に充てるための基金に組み入れる方法※により管理されていること

※上記の国立大学法人等の場合と同様です。基金の証明手続等については、公益社団法人又は公益財団法人の所轄庁にお問い合わせください。

<学校法人の場合>

寄附財産が、寄附を受けた法人の財政基盤の強化を図るために、学校法人会計基準第 30 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法により管理されていること

<認定NPO法人等の場合>

寄附財産が、一定の特定非営利活動に係る事業に充てるための基金に組み入れる方法※により管理されていること※上記の国立大学法人等の場合と同様です。基金の証明手続等については、認定NPO法人等の所轄庁にお問い合わせください。

要件3 寄附を受けた法人の理事会等において、寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理すること又は不可欠特定財産とすることが決定されていること

承認特例の適用を受けるためには、以下の添付書類を添付した申請書等を承認申請書の提出期限までに提出する必要があります（措令 25 の 17⑦）。

<社会福祉法人の場合>

寄附財産が、寄附を受けた法人の経営基盤の強化を図るために、社会福祉法人会計基準第6条第1項に規定する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法により管理されていること

申請書等	承認申請書「第1表」、「第2表」、「第3表（承認特例用）」（「第3表一付2」を含みます。）、「第5表」及び「第6表」
	承認申請書各表における必要な書類
	承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書
	贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書、贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書 ※ 特定国立大学法人等に対する寄附の場合には、提出不要です。
添付書類	次の事項の記載のある寄附を受けた法人の理事会等の議事録の写し ①寄附の申出を受け入れることを決定した旨 ②寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れること又は不可欠特定財産とすることを決定した旨 ③その決定に係る財産の種類、所在地、数量などの事項※ ※議事録に③の事項が記載されていない場合は、①及び②の事項の記載のある理事会等の議事録の写しと③の事項が記載された書類を提出してください。
	（国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人※又は認定NPO法人等に対する寄附の場合）基金に組み入れる方法により管理されることを証する所轄庁の証明書の写し ※寄附財産を基金に組み入れる方法により管理している公益社団法人又は公益財団法人に限ります。

寄附を受けた法人の区分	書類
国立大学法人等	基金明細書の写し
公益社団法人 公益財団法人	定款及び財産目録の写し
	基金明細書の写し
学校法人	基本金明細表などの写し
社会福祉法人	基本金明細書などの写し
認定NPO法人等	基金明細書の写し

「承認特例」に係る非課税承認を受けた人（寄附をした人）は、寄附を受けた法人の区分に応じ、その寄附をした日の属する事業年度において、寄附財産について、基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されたこと又は不可欠特定財産とされたことが確認できる以下の書類を、その事業年度終了の日から3か月以内（その期間の経過する日後に承認申請書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで）に、所得税の納税地を所轄する税務署に提出する必要があります（措令25の17⑨）。

【参考】

質問1 公益財団法人公益推進協会において上記要件2の一定の基金に組み入れる方法により管理されていることに該当させることができますか？

回答：「公益非営利活動推進基金」というものを設置しており、当該基金は内閣府から非課税枠としての承認を受けています。（添付書類参照：非課税証明書）措置法40条の承認特例として受け入れた寄付は当該基金に組み入れて管理していくこととなります。

質問2 要件3においては役員会の決定（決定書類の写し）及び基金明細書の添付が必要となるが、これらの書類も発行できるという認識でよいか？

回答：理事会議事録の写しを発行いたします。基金明細書に関しては財団の決算月(7月)から3カ月以内に発行させていただきます

永続型の場合の管理手数料は、1億円未満が寄付財産の年2%で1億円以上が年1%です。措置法40条申請を受ける有価証券等は、値上がり益や配当はすべて助成する必要があります。このため管理に係る支出ができません。このため措置法40条申請対象の財産だけをお受けすることはできません。必ず、現金等の流動資産で補完いただきます。例えば、2億円の有価証券を措置法40条を通して寄付したい場合、その他に現金で1億円の寄付をいただき、2億円と1億円は別々に管理し運用します。そして、1億円の運用益から、合算の1%である年300万円が手数料になります。

5. 措置法40条①後段による国税庁長官の承認申請に係る処理の状況

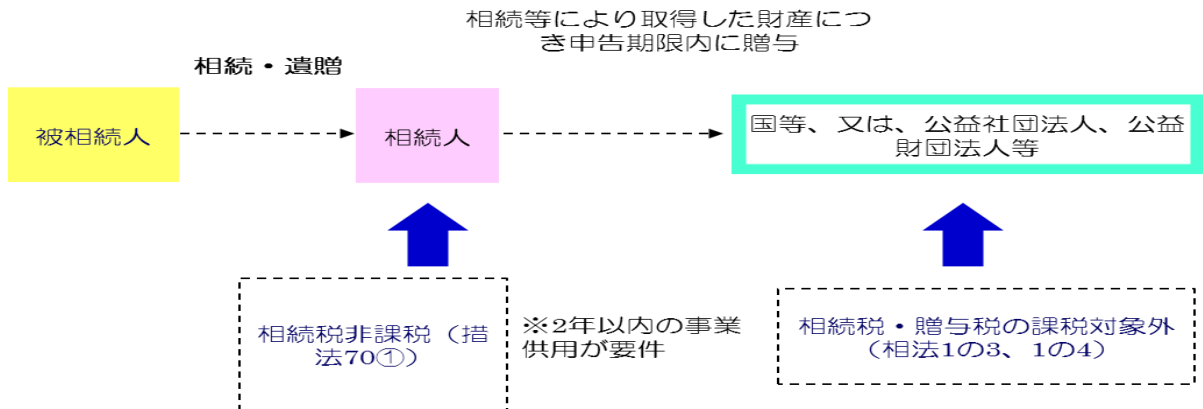
件数(年間) 事務年度	前期繰越	新規申請	承認	不承認	未処理
平成 22	329	247	330	1※①	245
平成 23	245	270	341	0	174
平成 24	174	226	200	0	200
平成 25	200	251	267	0	184
平成 26	184	301	207	1※②	278
平成 27	278	273	348	0	203
平成 28	203	291	345	0	149
平成 29	149	333	281	0	201
平成 30 年	201	370	291	1※③	280
令和 1 年	280	359	357	3※④	282
令和 2 年	282	277	302	0	257
令和 3 年	257	343	305	0	295
令和 4 年	295	288	350	0	233

出展：国税庁情報公開資料を集計したもの

※①平成 23 年 3 月不承認処分⇒平成 24 年（行ウ）第 303 号 譲渡所得非課税承認申請に係る不承認処分取消請求事件⇒平成 25 年 9 月判決⇒原告の請求棄却

※②③④当該不承認に関しては、公開情報がなく不明（令和 4 年 9 月末現在）

6. 相続人による相続財産の寄附



出典：公益法人税制 企業税制研究所代表理事・税理士 朝長英樹 監修

(参考法令) 租税特別措置法 70 条

相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相法 27 条①又は同法 29 条①の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法 4 条に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法 31 条②の規定による申告書）の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と同法 64 条①に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

【誤りやすい事例】

1. 相続税の申告書に措置法第 70 条の適用の記載はあるが、添付書類がない
所得税の寄附金控除の証明書と措置法第 70 条適用のために必要な証明書は異なる。
2. 特定の公益法人を設立するための財産の提供
3. 宗教法人や医療法人への適用

【参考判決】 大阪高裁判決（2002 年 11 月 1 日）

当該財団は平成 6 年 11 月 16 日に被控訴人らから本件寄付を受けたが、その後 2 年間を経過した日まで本件株式について配当を受けたことがないほか、これを使用収益処分したことがない。したがって、措置法第 70 条第 1 項にいう「当該贈与により取得した財産(本件株式)を同日においてなお公益を目的とする事業の用に供していない。」と認められる。本件相続税の課税価格の計算の基礎に算入するべきである。

7. 措置法40条及び措置法70条の適用関係

項目	措置法 40 条	措置法 70 条
1 特例の対象資産	山林又は譲渡所得の基因となる資産	相続(遺贈)財産の全て(特定地域雇用等促進法人にあっては金銭のみ(※))
2 低額譲渡の取扱い	低額譲渡を含まない	低額譲渡を含む
3 特例の対象法人(国及び地方公共団体以外の場合)	公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人又は公益を目的とする事業を行う法人 ① 設立のための財産提供を含む ② 宗教法人及び一定の医療法人を含む ③ 認定特定非営利活動法人に限られない	公益社団・財団法人又は公益を目的とする事業を行う法人のうち、個別に掲名されたもの又は限定列挙された業務を主たる目的とする法人、認定特定非営利活動法人又は特定地域雇用等促進法人(※) ① 設立のための財産提供を含まない ② 宗教法人及び医療法人を含まない ③ 認定特定非営利活動法人に限られる
4 公益事業の用に供することの意義	原則として、寄附財産を公益を目的とする事業の用に直接供することが必要。	寄附財産を公益を目的とする事業の用に直接供するかどうかを問わない。
5 公益事業の用に供する期限	原則として、2年以内に公益を目的とする事業の用に直接供さなければならない。ただし、一定のやむを得ない事情がある場合には国税庁長官が認める日までの期間内の届け出により延長可能。	2年以内に公益を目的とする事業の用に供さなければならない 例外規定はない
6 取戻し規定	① 原則2年以内に公益を目的とする事業の用に直接供されなかったとき ② 贈与財産が公益を目的とする事業の用に直接供されなくなったとき ③ 相続税等の不当減少があったとき⇒承認を取り消して、取消し年分又は死亡年分で課税(2年以内に公益を目的とする事業の用に直接供された後は受贈法人を個人とみなして課税)	2年以内に公益を目的とする事業の用に供されなかったとき ⇒ 相続税の課税対象となる。贈与の日から2年を経過した日の翌日から4月以内が修正申告期限
7 適用手続	承認申請書等を寄附の日から原則として4か月以内に税務署長を経由して国税庁長官に提出 (ゆうじょ規定あり)	受贈法人の贈与を受けた旨の証明書及び受贈法人が特例対象法人であることの主務官庁の証明書を期限内申告書に添付(ゆうじょ規定なし)

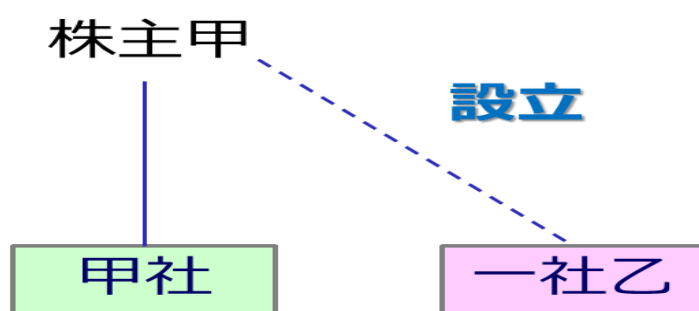
【6】最新の税制改正を踏まえた社団・財団法人活用のリスクと今後の対応

1 一般社団・財団法人への株式の譲渡

事業承継対策に持株会社として一般社団法人を利用したい。

<スキーム>

甲株式会社（以下甲社：同族会社。以下の事例において全て同じ）のオーナー甲は、法人乙（一般社団法人のうち普通法人）に甲社の株式を有償譲渡しました。また、その株式の購入資金については、甲に対して、未払いとし、株式配当による返済としました。



構成員：法人乙の社員 甲と丙（甲の子）

法人乙の理事 理事長丙

<課税関係>

株式を譲渡した甲 ⇒ 譲渡所得課税

持分の定めのない法人乙 ⇒ 資産購入のため課税関係なし

<ポイント>

有償譲渡の場合、贈与の場合の相法 66 条④の判断基準は関係ない。**譲渡者において譲渡所得課税がされるのみ。**

その後、甲が死亡し、法人乙は丙がそのまま社員、新たに社員として丙の息子丁がなるとともに丙は理事長を退き、新たに息子丁を代表理事に就任させます。

<課税関係>

持分の定めのない法人に帰属した財産は、個人の誰の財産も構成しません。

甲の死亡によっても社員の地位たる者の死亡は、以下に説明する**相続税法 66 条の 2**の適用はないため、法人乙の純資産額に対して特に課税関係は生じない。

<ポイント>

社員の地位を親族で継続していけば、一般社団法人の実質的な支配が可能となる。

特定一般社団法人等に対する相続税課税制度

(参考法令) 相続税法 66 条の 2

一般社団法人等の理事である者（当該一般社団法人等の理事でなくなった日から五年を経過していない者を含む。）が死亡した場合において、当該一般社団法人等が**特定一般社団法人等**に該当するときは、当該特定一般社団法人等はその死亡した者（以下この条において「被相続人」という。）の相続開始の時ににおける当該特定一般社団法人等の**純資産額（その有する財産の価額の合計額からその有する債務の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額をいう。）**をその時ににおける当該特定一般社団法人等の**同族理事**の数に一を加えた数（当該被相続人と同時に死亡した者がある場合において、その死亡した者がその死亡の直前において同族理事である者又は当該特定一般社団法人等の理事でなくなった日から五年を経過していない者であって当該被相続人と政令で定める特殊の関係のあるものであるときは、その死亡した者の数を加えるものとする。）で**除して計算した金額**に相当する金額を当該被相続人から**遺贈により取得したものと、当該特定一般社団法人等は個人とそれぞれみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課する。**

【特定一般社団法人等】

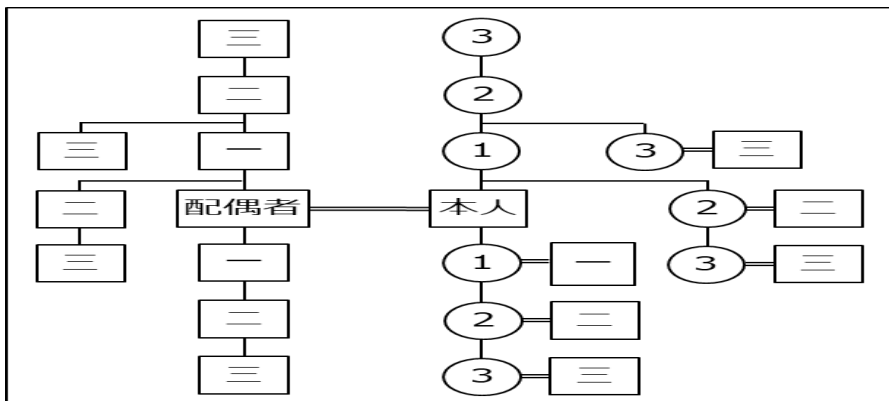
一般社団法人等であって次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。

イ 被相続人の相続開始の直前における当該被相続人に係る**同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が二分の一を超える**こと。

ロ 被相続人の相続の開始前五年以内において当該被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が**二分の一を超える期間の合計が三年以上**であること。

【同族理事】 一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、**三親等内の親族**その他の当該被相続人と政令で定める特殊の関係のある者をいう（図表 2）

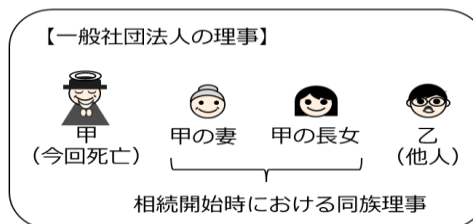
3 親等内の親族というのは、身近なところと言うと、叔父、叔母、甥、姪が含まれ、**いとこは含まれない**（図表 3）。



遺贈により取得したものとみなす金額（相令 34①）

相続開始時の特定一般社団法人等の
財産・債務等の状況

財産*	相続開始の際に現存する債務で確実に認められるもの*
	一定の国税・地方税
	みなし退職手当金
	基金
	純資産額 120



$$\left[\begin{array}{c} \text{相続開始時における同族理事の数} \\ 2 \left(\begin{array}{c} \text{甲の妻} \\ \text{甲の長女} \end{array} \right) + 1 \left(\begin{array}{c} \text{甲} \end{array} \right) \end{array} \right] = 40$$

※ 信託の受託者として有する財産及び債務を除く

個人とみなされた一般社団法人が、
被相続人（甲）から遺贈により取得
したものとみなす。
（相続税の2割加算の対象）

平成 30 年度税制改正の解説 財務省 HP より

【実務に与える影響】

上記の改正は、特定一般社団法人等の理事が死亡した場合のことを規定しています。
しかし以下のような課題が存在します。

- ① 社員が死亡した場合を対象としていません。
一般社団法人の社員は株式会社で言えば株主であり、最高意思決定機関です。それにも係わらず課税対象となっていない。
- ② 特定一般社団法人等に該当しても同族理事を増やすことにより課税対象額を少なくすることが可能
- ③ 理事を孫など、相続まではまだ長い時間を要する世代にすることで課税を先延ばしにすることも可能です。
- ④ 理事を3親等内の親族等の範囲外（たとえば、いとこなど）の者にすることで、特定一般社団法人等から外すことも可能です。
- ⑤ 非営利型以上の上位の一般社団法人等は非該当です。

今後の実務においては、一般社団法人等を利用した課税逃れが出るたびに、課税当局がそれを防ぐといたいたちごっこようになってしまいうことが懸念されます。一方で本来の一般社団法人等の利用方法が見過ごされ、思わぬ課税がされてしまうのは本末転倒です。今後の一般社団法人をめぐる税制の在り方について注視していく必要があると思われます。

会社概要



称号

税理士法人タクトコンサルティング
株式会社タクトコンサルティング
行政書士法人タクトコンサルティング

所在地

東京都千代田区丸の内 2-1-1 明治安田生命ビル
17F

Tel.03-5208-5400

Fax.03-5208-5490

<https://www.tactnet.com/>

平松 慎矢

**税理士法人タクトコンサルティング
取締役・公認会計士・税理士**



1975年 名古屋市生まれ

1999年 滋賀大学経済学部 卒業

2000年 監査法人トーマツ 入社

2004年 公認会計士登録

2006年 タクトコンサルティング 入社

同年 税理士登録

2020年 税理士法人タクトコンサルティング 代表社員就任
株式会社タクトコンサルティング 取締役就任

相続税申告業務、相続税対策及び提案業務、事業承継対策の提案及び実行、組織再編業務、財団法人を活用した相続対策他

